

地方独立行政法人法改正後の評価委員会の役割について

1 地方独立行政法人法の改正の概要

国の独立行政法人制度改革を踏まえて、地方独立行政法人法が改正（平成 30 年 4 月 1 日施行）され、法人の目標・評価の一貫性・実効性を向上させること等を目的として、評価者を評価委員会から設立団体の長（市長）に変更すること等の制度改正があった。

2 本市における対応

本市においては、各事業年度等の評価等について、法律上は評価委員会にかける必要はなくなった。

しかしながら、市の評価等に専門性・客観性を持たせるためには、外部の有識者からの意見聴取が欠かせないことから、「広島市病院事業地方独立行政法人評価委員会条例」を改正し、各事業年度の業務実績評価等について、評価委員会の関与の項目を定めた。

3 評価委員会の役割

条例改正後の評価委員会の役割は次表のとおり。

項目	地方独立行政法人法の規定		条例での追加事項
	現行	改正後	
各年度の業務実績評価	評価委員会	市長	意見申出
中期目標期間の業務実績評価	評価委員会	市長	意見申出
中期目標期間の業務実績（見込み） 評価の際の意見申出【中期目標期間最終年度に実施】	—	評価委員会	—
各年度の財務諸表に対して市長が承認する際の意見申出	評価委員会	—	なし
中期目標を作成・変更する際の意見申出	評価委員会	評価委員会	—
中期計画作成・変更を市長が認可する際の意見申出	評価委員会	—	意見申出